

被扶養者異動届(追加) 添付書類一覧表

1.配偶者(状況に応じ、下表以外に別途必要書類の提出を求めています。)

○:必須
△:該当する場合必須

提出書類(写して可)、および発行元 ※日本語以外の言語の場合は、必ず邦訳の添付が必要		健康保険被扶養者異動届(追加)		健康保険扶養関係現況書	組合扶養上経過異動届	※新規入学証明書の提出	※就職したばかりの場合は勤務形態や時給等が明記された履歴書を添付	直近の収入明細書3か月分、源泉徴収票(今後1年間)	所得証明書	退職証明書	退職票	雇用保険受給資格者証(両面)	出産手当金支払決定通知	傷病手当金支払決定通知	確定申告(収支内訳書含む)	見込額照会回答票	障害者手帳・療育手帳・医師の診断書等	事実に関する証明	外国人の場合、在留カード(1年以上の長期滞在資格)	別居の場合、送金の事実を証明するもの(過去6か月)	判断できる書類	会社都合による単身赴任の場合、同居扱いとすることを証明できる書類	被保険者の婚姻関係を確認する書類	被保険者関係の届(会社による年金事務所へ提出)	60歳未満の配偶者(会社を扶養する場合、国民年金第3号)	任意継続被保険者の年金見込額超過による扶養(雇用場)	夫のいる女性が家族を扶養する場合、夫の収入証明(被扶養者状況確認時に必要)	備考									
		認定時のみ	認定時のみ	認定時のみ	認定時のみ	認定時のみ	認定時のみ	認定時のみ	認定時のみ	認定時のみ	認定時のみ	認定時のみ	認定時のみ	認定時のみ	認定時のみ	認定時のみ	認定時のみ	認定時のみ	認定時のみ	認定時のみ	認定時のみ	認定時のみ	認定時のみ	認定時のみ	認定時のみ	認定時のみ	認定時のみ	認定時のみ	認定時のみ	認定時のみ	認定時のみ						
		各社総務または健保HP	各社総務または健保HP	各社総務または健保HP	各社総務または健保HP	各社総務または健保HP	各社総務または健保HP	各社総務または健保HP	各社総務または健保HP	各社総務または健保HP	各社総務または健保HP	各社総務または健保HP	各社総務または健保HP	各社総務または健保HP	各社総務または健保HP	各社総務または健保HP	各社総務または健保HP	各社総務または健保HP	各社総務または健保HP	各社総務または健保HP	各社総務または健保HP	各社総務または健保HP	各社総務または健保HP	各社総務または健保HP	各社総務または健保HP	各社総務または健保HP	各社総務または健保HP	各社総務または健保HP	各社総務または健保HP	各社総務または健保HP	各社総務または健保HP	各社総務または健保HP					
18歳未満の学生		○	○	△															△	△	△	△	△	△	△	△											
18歳以上または18歳未満の非学生		○	○	△	○	○														△	△	△	△	△	△	△	△										
現在収入あり(複数の収入がある場合、それぞれ)	大学・各種学校・予備校等通学	○	○	△	○	○														△	△	△	△	△	△	△	△								学生証は入学日か有効期限が明記されていること、子以外の場合は収入証明等も必要		
	パート・アルバイト等	○	○	△		○															△	△	△	△	△	△	△										
	自営業・農業	○	○	△														○			△	△	△	△	△	△	△									廃業の場合は、廃業届	
	失業給付受給中	○	○	△								○									△	△	△	△	△	△	△									日額3,612円(60歳以上5,000円)未満のみ受給中認定可(出産・傷病手当金受給者は、退職の証明も必要)	
	出産手当金受給中および受給後	○	○	△									○								△	△	△	△	△	△	△										
	傷病手当金受給中および受給後	○	○	△										○							△	△	△	△	△	△	△										
	不動産・配当・その他収入がある	○	○	△												○					△	△	△	△	△	△	△										
	年金・恩給受給者	○	○	△													○				△	△	△	△	△	△	△										
	障害者・長期疾病者	○	○	△		○												○			△	△	△	△	△	△	△										
	生活扶助を受けている	○	○	△																	△	△	△	△	△	△	△										
	前年も無収入だった方	○	○	△																	△	△	△	△	△	△	△										所得証明書は、非課税であることの証明でなく、収入金額が確認できる証明
	現在収入なし	前年に収入があった方	在職中雇用保険に未加入	○	○	△															△	△	△	△	△	△	△										
失業保険を受給しない			○	○	△																△	△	△	△	△	△	△										
失業給付を受給予定(受給延長を含む)			○	○	△																△	△	△	△	△	△	△										
		失業給付を受給終了	○	○	△															△	△	△	△	△	△	△											雇用保険受給資格者証は、受給終了日確認

被扶養者異動届(追加) 添付書類一覧表

3.実父母・義父母・養父母・祖父母・義祖父母 (状況に応じ、下表以外に別途必要書類の提出を求められることがあります。)

○:必須
△:該当する場合必須

提出書類(写して可)および発行元 ※日本語以外の言語の場合は、必ず郵送の添付が必要	健康保険被扶養者異動届(追加)	健康保険扶養関係現況書	か保扶養異動届(追加)	※新入学生等	※簡易収入と明細書3か月分	所得証明書	退職証明書	離職票	雇用保険受給資格者証(両面)	傷病手当金支払決定通知	確定申告(収支内訳書含む)	直近の年金支払通知(これから受給開始の場合は年金見込額照会回答票)	障害者手帳・療育手帳・医師の診断書等	事実に関する証明	義父母・義祖父母、養父母を扶養する場合、戸籍簿本、世帯全員分の同居、続柄を確認)	外国人の場合、在留カード(1年以上の長期滞在資格確認)	別居の場合、送金の事実を証明するもの(過去6か月分)	会社都合による単身赴任の場合、同居扱いとすることを判断できる書類等	被扶養者の結婚または離婚により扶養される場合、戸籍簿本(日居付・婚姻関係を確認)	家族の離れにより同居する方(扶養関係、戸籍簿本および住民票)	任意継続被扶養者の収入が家族の収入より多いことを確認)	定年再雇用・任意継続の方(家族を扶養し、配偶者の収入より多いことを確認)	夫の収入が家族を扶養する場合、夫の収入証明(被扶養者状況確認時にも必要)	両親が健在で片親のみ扶養する場合、扶養しない親の収入証明(両親の収入を確認)	備考		
	認定時のみ	認定時のみ											認定時のみ	認定時のみ	認定時のみ	認定時のみ	認定時のみ	認定時のみ	認定時のみ	認定時のみ	認定時のみ	認定時のみ	認定時のみ				
	各社総務または健保HP	各社総務または健保HP	各社総務または健保HP	就学先	勤務先	市区町村	元勤務先	元勤務先	ハローワーク	元の健康保険	税務署	厚生労働省等	市区町村	福祉事務所	市区町村	市区町村・日本領事館	金融機関	勤務先	市区町村	市区町村	市区町村	ハローワークまたは年金事務所	配偶者の勤務先等	配偶者の勤務先等	市区町村等		
大学・各種学校・予備校等通学	○	○	△	○	○										△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	学生証は入学日か有効期限が明記されていること、子以外の場合は収入証明等も必要	
現在収入あり(複数の収入がある場合、それぞれ)	パート・アルバイト等	○	○	△	○										△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
	自営業・農業	○	○	△							○				△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	廃業の場合は、廃業届	
	失業給付受給中	○	○	△					○						△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
	出産手当金受給中および受給後	○	○	△											△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	日額3,612円(60歳以上5,000円)未満のみ受給中認定可(出産・傷病手当金受給者は、退職の証明も必要)	
	傷病手当金受給中および受給後	○	○	△						○					△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	不動産・配当・その他収入がある	○	○	△							○				△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	確定申告をしていない場合、収入の証明および市区町村の所得証明書
	年金・恩給受給者	○	○	△			○				○				△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	年金支払通知は受給している全て(遺族障害年金・農業者年金・厚生年金基金含む)
	障害者・長期疾病者	○	○	△		○								○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
生活扶助を受けている	○	○	△										○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
現在収入なし	前年も無収入だった方	○	○	△			○								△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	所得証明書は、非課税であることの証明でなく、収入金額が確認できる証明	
	前年に収入があった方	在職中雇用保険に未加入	○	○	△				○						△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
		失業保険を受給しない	○	○	△										△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
		失業給付を受給予定(受給延長を含む)	○	○	△										△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	離職票は、受給延長を含む(後日速やかに雇用保険受給資格者証両面)
失業給付を受給終了	○	○	△											△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	雇用保険受給資格者証は、受給終了日確認		

被扶養者異動届(削除) 添付書類一覧表

※扶養認定基準を満たさなくなった場合、事実発生日にて扶養削除となりますので、すみやかに届出ください。

扶養削除日以降、当健康保険組合保険証を使用された場合は、医療費を返還いただきます。特定健診も受診できません。

○: 必須

△: 該当する場合必須

提出書類(写しで可)および発行元 ※日本語以外の言語の場合は、 必ず邦訳の添付が必要	健康保険被扶養者異動届(削除)	日本精機健康保険組合被保険者証	限度額適用認定証	高齢受給者証	特定疾病療養受療証	扶養異動届遅延申立書(扶養異動届が総務経由でか健保組上へ到着している場合)	就職先保険証(表面のみ、資格取得日を確認)	雇用保険受給資格者証(両面)	事実確認ができるもの(源泉票・年金改定通知など)	事実確認ができるもの(住民票など)	戸籍謄本	埋葬料請求書(事業所から入手し記入)	60歳未満の配偶者を扶養する理由が収入基準超過の場合、死亡・別居・配偶者の年金が第3号被保険者の関係届(会社年金事務所へ提出)	備考	
	扶養から除く理由	各社総務または健保HP	扶養家族等	扶養家族等	扶養家族等	扶養家族等	各社総務または健保HP	就職先健保	ハローワーク	(状況に応じて)	(状況に応じて)	市区町村	健康保険組合	各社総務または日本年金機構HP	
	○	○	△	△	△	△	○								
就職	○	○	△	△	△	△	○								
失業給付受給開始	○	○	△	△	△	△		○					△	受給日額が3,612円(60歳以上5,000円)以上の場合のみ削除	
収入基準超過	○	○	△	△	△	△			○				△	収入基準超過時点から削除	
別居(仕送り証明がない場合)	○	○	△	△	△	△				○			△	別居開始日から削除	
被保険者が離婚	○	○	△	△	△	△					○		△		
家族が結婚	○	○	△	△	△	△					○				
死亡	○	○	△	△	△	△						○	△		